



雨水浸透ます

設置事業のご案内

三鷹市  
MITAKA CITY

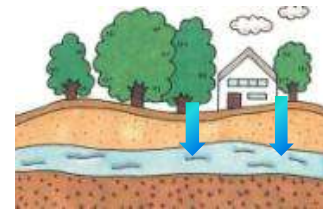
## 雨水浸透ますとは

「雨水浸透ます」とは、建物の屋根に降った雨水を地下に浸透させ、下水道管への雨水の流出を抑制するとともに水循環を促進するものです。また、浸水被害の軽減にもつながります。市では既存の個人住宅や個人所有の共同住宅(15世帯未満)などへの雨水浸透ますの設置事業を進めています。設置にご協力いただけるかたは、水再生課へご連絡ください。

工事は通常1日程度で済み、公費で市が設置します。設置後の管理は申請者にしていただきます。



雨水浸透ますは、穴がたくさんあいていて、雨水を地下に浸透させやすくしてあります。  
※建物等の構造物から約50cm以上の離隔がとれる場所に設置できます。



地下水が増え、湧水の復活につながります。

## 対象となる建物

対象となるのは既存の建物で、かつ個人所有の以下の建物です。

- ・ 戸建住宅
- ・ 3階建までの共同住宅
- ・ 商店(職住一体のもの)
- ・ 住居と同一敷地内の倉庫・駐車場等

なお、一年以内の新築の住宅、三鷹市まちづくり条例の対象となった建物(開発により建てられた戸建やマンションなど)、事業所(会社・銀行等)、傾斜地など浸透施設の設置に適さない場所にある家屋は、設置の対象となりませんのでご了承ください。



問合せ先  
三鷹市 都市整備部 水再生課  
東京都三鷹市野崎一丁目1番1号  
TEL0422-45-1151(内線2874)

